

ネパールの民主化と女性の法的地位

— 1990年から2006年 —

伊 藤 ゆ き

<本稿の目的>

ネパールでは、1990年の民主化により、新憲法が定められた。CEDAWはじめ、多くの国際法を批准したが、法律をもって女性に男性と同等の権利を与えないことを定めた民法（Civil CodeまたはMuluki Ain）は、民主化後12年間改訂されなかった。本稿では、憲法と民法の間で、女性の法的地位に関わる法律および裁判がどのような変遷をたどったかを、判例を中心に考察する。現在、民法第11次改訂版に関する研究報告は、ほとんど見当たらないが、本稿では、新聞報道や雑誌情報を集め、改訂実現運動の中で、ネパールの女性たちが国連CEDAW委員会から南アジアの優等生と評されるまでに成長した側面と、現状を記述する。

<本稿の要旨>

「はじめに」では、1990年の民主化から2006年にネパール王国が王国でなくなるまでのネパールの社会動向を概略的に述べる。

第I章第1節（I-1）では、Civil Codeまたはムルキ・アインと呼ばれる民法の成り立ちの概略を述べる。第1節a～cで、憲法と民法の成立背景を述べ、ようやく機能し始めた1990年憲法と民法第10次改訂版（1984年改訂）との齟齬を指摘する。

第2節（I-2）で、1975年から2002年までの女性差別撤廃の活動の盛り上がりと挫折の軌跡を時系列的に検証する。第2節aでは、1975年国連第1回国際婦人年メキシコ大会から1990年までのネパールにおける女性の

法的地位にかかわる出来事を振り返る。第2節bでは、まず、1990年から1995年という、民主化後の最も明るかった時代に、国際法を積極的に受け入れたネパールを描く。次に、1995年の第4回世界女性会議北京大会以後から2000年まで、民法第11次改訂へ向けた粘り強い女性差別撤廃の活動の盛り上がりと挫折の軌跡を時系列的に検証する。

第Ⅱ章では、1990年から2006年までの間に最高裁判所で争われた画期的な4件の裁判例を取り上げる。全てにCEDAWの強い影響力が及びシンボリックにあるいはセンセーショナルに評価された判例である。

第1節(Ⅱ-1)は、学位論文でも取り上げた「アンナプルナ・ラナ裁判」である。未婚の母となった王族ラナ家の娘が、父親の遺産相続権および未婚の娘の扶養義務を、実兄および実母に対して要求した係争の過程で、裁判所が原告に処女検査を命じた。最高裁判所はこれを棄却し、1990年民主憲法第22条「プライバシーに関する権利」に基づく初の判決を下した。さらに、同裁判では、1995年北京会議の行動綱領を受けて、国際社会に向けて、女性差別撤廃に関わる異例の陳述が行われた。

第2節(Ⅱ-2)は、ミーラ・ドゥンガナが、「男女平等の財産分与」を求めたシンボリック係争である。国際社会へ向けた建前としての憲法判決は出たものの、ヒンドゥー国家に根強く残る家父長制維持の意志という本音の根強い抵抗が続いた。

第3節(Ⅱ-3)は、ロイヤル・ネパール航空スチュワーデスによる「国営企業の女性差別雇用撤廃要求」である。客室乗務員の男女別定年制を定めた国家に対する係争であり、女性の権利を大きく前進させたと評価されている。

第4節(Ⅱ-4)のチャビー・バーターの件では、憲法の平等権に基づき、外国人の父親とネパール人の母親を持つ子どもにもネパール人の市民権を与えるよう求めたもので、「結婚に伴う女性と子の帰属」を問うた。ヒンドゥー社会における女性の結婚に対する価値観が強く反映された判例

である。

第Ⅲ章では、第1節（Ⅲ－1）で、農村女性の組合運動の広がりや経済的自立の動きを報告する。

第2節（Ⅲ－2）では、1996年2月以来、最初は中西部から始まったマオイストの反政府ゲリラ闘争の中で、女性の地位はどのように解釈され扱われたかを、少ない情報の中からジェンダーの視点で報告する。また、マオイスト指導者もヒンドゥーの男尊女卑的価値観から解放された人々ではなかったことを知る。

第3節（Ⅲ－3）では、第10次国家計画（2004－2009年）で、全ての項目において女性が開発の主人公とされていることに注目する。NGO、ODA支援が「環境」「健康」「女性」「教育」から、「女性」「ダリット」「マイノリティー」という社会的弱者に重点が移され、「教育」は、その全てに共通する重要事項として扱われている状況を考える。

第Ⅳ章では、Ⅳ－1で民法第11次改訂の改正点（要約）を列挙し、併せて改訂されなかった問題点を指摘する。Ⅳ－2では、第10次国家5カ年計画において、ネパール社会がマイノリティーやダリット、女性という社会的弱者に目を向け、あらゆる項目で女性の教育と開発に期待していることを述べる。Ⅳ－3では、ガンタントラを目指すマオイストの強い影響を受けた暫定憲法がCEDAWの目標に合致し、高く評価されていることを明らかにする。

「結論」では、ゴルカ王朝の終焉に伴い、ヒンドゥーの価値観の後退を見る。総選挙後のネパール憲法制定後、どのような新民法が制定されるのか、注目する。

<キーワード>

ネパール、ムルキ・アイン、プラジャタントラ、女性の法的地位

<目次>

はじめに ネパール社会の動向：1990-2006年

第I章 女性差別撤廃運動の変遷

I-1. 1990年憲法と民法 (Muluki Ain)

1-a. 「Muluki Ain」の成り立ち

1-b. 憲法の成り立ち

1-c. 1990年憲法と民法(第10次改訂版)の齟齬

I-2. 女性差別撤廃運動の変遷

2-a. 1990年以前

2-b. 民主化から民法第11次改訂まで

第II章 判例検証

II-1. 「アンナプルナ・ラナ」ケース：未婚の娘の遺産請求および扶養義務請求

II-2. 「ミーラ・ドゥンガナ」ケース：男女平等財産相続権請求

II-3. 「レーナ・バジュラチャリヤ」ケース：国営企業の男女雇用年齢差別解消請求

II-4. 「チャビー・ペーター」ケース：外国籍男性の子のネパール国籍請求

第III章 女性の自立への変化

III-1. 村落女性の経済的自立活動

1-a. JICA セミナー

1-b. LGN の花卉栽培とアンテナショップ

1-c. 経済力と権利意識

III-2. マオイストとジェンダー

2-a. マオイストの発生

2-b. マオイスト社会のカースト制

2-c. マオイストの矛盾と女性

第IV章 民法第11次改定と今後の見通し

IV-1. 民法第11次改訂の改正点(要約)

IV-2. 第10次国家5カ年計画における女性の地位

IV-3. ガンタントラとCEDAW

結論

参考文献索引

はじめに：ネパール社会の動向：1990－2006年

1989年から1990年春までの激しい民主化闘争によって、国王ビレンドラは4月に絶対王政・パンチャヤット制（無政党民主主義）から立憲君主制複数政党制民主主義（プラジャタントラ）に国家体制の移行を宣言し、民衆闘争を収束させた。続く1990年5月に総選挙が行なわれ、ネパールに新しい1990年憲法が制定された。憲法には、「ネパールは、多人種的、多言語的、民主的、独立的、不可分的、主権的、ヒンズー的および立憲君主制的王国である（1990年ネパール憲法第一編予備規定第4条（王国）（一）」（谷川訳，1990，p.3）と国体のあり方が掲げられ、さらに第三編基本的権利第11条（平等権）には、（一）「すべての市民は、法の前で平等である。何人も、法律の平等な保護を否定されない。」（二）「宗教、人種、姓、カースト、部族、イデオロギー的心情またはそれらのいずれかを理由として、一般法の適用において市民を差別してはならない」と明記された。その上、政府は1991年2月5日に、国連のCEDAW（Convention of Elimination of Discrimination Against Women 1979）を批准した。

この時代は、長年の無政党時代の腐敗政治から解き放たれた国民が、希望に燃えていた。海外のODAやNGOは、競うようにネパールになだれ込み、大小のプロジェクトであふれた。しかし、1993年になると、市場経済化政策が実施され、経済活動が活発化する一方で、徐々に、貧富の格差が生じていった。また、都市と85%の農山村との格差は、目に見えるものとなって行った。特に、カトマンズを頂点とする地政的ピラミッドと、カースト階層のピラミッドは経済力のピラミッドとも一致し、非ヒンドゥー民族や下層民の欲求不満が堆積していった。

1995年になると、1990年民主化を担った中間層が、期待した利益を手に出不来ないことに失望と不満を募らせ始めた。コイララ首相からもネパール

統一共産党マルクス・レーニン派(UML)からも疎外されたバブラム・バットライは、下野して西ネパールの山地を拠点としてマオイストと名乗り、反政府活動を始めた。経済格差の拡大に失望していた中間層や食うや食わずの農山村の人々、ヒンドゥー国家で社会的地位を得られない非ヒンドゥー系民族(ジャナジャティ)、ダリット(ヒンドゥーの不可触民)が救世主を得たかようにマオイストに加勢し、一気に勢力は拡大して行った。しかし、政府は相変わらず汚職を繰り返し、初期の段階でマオイストに対峙することを避けていた。1996年2月に、それまでNo.2だったプラチャンダ(実名Puspa Kamal Dahal)がマオイスト勢力の主導権を握り、武装闘争が始まった。それからのネパールは、時計の針が止まったように、誰も口を開かない、何も動かない、疑心暗鬼の社会となってしまった。

2000年6月1日夜、ネパールのビレンドラ国王一家惨殺のニュースが世界中に流れた。1846年9月にジャンガ・バハドゥール・クンワールが起した「コトの大虐殺」の再現のようであった。国民は経済機会を得られないネパールに失望し、海外出稼ぎ人口が急増した。同時に、都市は山村のマオイストから逃れてきた若者で人口が急増した。皮肉なことに、海外のODAやNGOの支援が中止あるいは手控えられている間にネパールには、海外出稼ぎ者からの送金が還流するようになり、国家は貧困だが、海外と結びつくことができた人々は急速に富を蓄積し始めた。ビレンドラ国王の後を継いだ弟のギャネンドラ国王は、祖父トリブバン国王の轍を踏み絶対王政を再現しようと国王クーデターを起したが、国民は時代錯誤の国王からますます遠ざかってしまった。

2006年4月、マオイストはついに首都カトマンズになだれ込み、一般民衆を巻き込んで、共和制樹立を叫ぶようになっていた。国王は4月21日に直接統治を断念し、2005年2月の戒厳令時の政府に権限を戻した。国王は国軍の統帥権を剥奪され、その存在を国民や政府に預ける身となった。国民はこの16日間に及ぶ市民と国王の攻防を、“People’s movement”と

呼び、国王から与えられた民主主義でなく、国民側からの民主主義としてロクタントラ（民主制）と呼んだ。さらに、2006年5月18日には国会が国歌変更と政教分離を満場一致で決定し、2006年8月22日2時から、突然ネパール王国は「ネパール」と国名を変更し、世界からヒンドゥーを国教とする国家は無くなった。国内では、それまで顔を見せなかったプラチャンダが素顔でメディアに頻繁に登場し、影響力を強めていった。

2006年11月20日夜、主要7政党からなる政府とマオイストが和平合意に達し、ギリジャ・コイララ首相とプラチャンダ代表が協定書に署名をした。1996年2月から10年あまりの間に、14,000人の国民が犠牲となった反政府武装闘争は一応終息の兆しを見せ、2007年6月に予定された総選挙に向けて動き始めた。いずれにしてもマオイストの影響を強く受けた政府が成立することは明白だが、タライ独立を主張するインド系住民の闘争が発生しており、ロクタントラのガンタントラ（象徴国王を据え置く共和制）になるのか、マオイストが主張するガンタントラ（共和制）になるのか、見通しが立たない。

第I章 女性差別撤廃運動の変遷

I-1. 1990年憲法と民法（Muluki Ain）

1-a. 「Muluki Ain」の成り立ち

「Muluki Ain」は、1854年にジャンガ・バハドゥール・ラナによって『マヌの法典』を基礎に編纂された「王国の規範」という意味を持つ倫理規定であり、150年の歴史がある。イギリス、フランスを視察し、国家には法律が整備されていなければならないこと学んできたジャンガ・バハドゥール・ラナは、「Muluki Ain」を、多民族国家の統治を容易にするために編纂した。ラナ時代には憲法は無かったが、「Muluki Ain」は

憲法、民法、刑法、商法など、全ての法機能を兼ね備えていた。成文法を持った統一国家としては、南アジアで最も古い。

ネパールにはヒンドゥー民族も、仏教民族も、イスラム教徒も、アニミズムを信奉する民族もある。アーリア語族、チベット語族、チベット・ビルマ系語族など、多民族・多言語・多文化国家である。統治のため、全ての国民を「4ヴァルナ36ジャート」のカースト制に分類し、国民の行動規範として、ヒンドゥーの倫理規定である「ムルキ・アイン」を制定した。ネパールのカースト制度は、もともとヒンドゥー社会にあったカースト制度をネパール版にアレンジしたもので、支配強化の道具として、改めてカースト制度の徹底が行なわれた。

その『マヌの法典』には、女性は自ら判断する能力を持たず男性に従属するものと定められていた。「幼にして父に従い、嫁して夫に従い、老いて子に従う」ものとされた。「女三界に家なし」と説いた貝原益軒の「女大学」の原本でもある。女性は、結婚し、家系を継ぐべき男子を産んで、初めて一人前と認められ、母として尊敬を受ける地位が得られた。日本の伝統的な家制度と家長制と同様に、男性(夫、長男)は、全ての家督を相続し、家族を養ってゆく責任者であると同時に、遺産分割権を握る絶対権力者だった。ネパールのヒンドゥー社会では、この家父長制の価値観が社会の基本であり、宗教を伴って、今日もなお強固に存在している。

1-b. 憲法の成り立ち

「憲法」ができたのは、それほど古いことではない。イギリス植民地から独立したインドは、中国との間で、国境線紛争をしていた。その緩衝地帯として、ネパールを必要としたインドの圧力で、ネパールは1951年に鎖国を解き、近代国家の一員として国際社会に参加することになった。1959年(昭和34年)になって、初めて正式な憲法ができた。近代国家として出発するにあたり、インドのネルー首相が送り込んだインドの法学者によっ

て作られた、いわば、お仕着せの憲法だった。近代国家の顔として憲法が制定され、「Muluki Ain」は改訂されて、民法の役割を担うことになった。現在の民法は1964年版を基礎として11回の改訂が繰り返えされてきたもので、今なおネパール語タイトルは「Muluki Ain」だが、殆どの国民は名称を知らず、Civil Codeの方が通りが良い。改訂されたとは言え、法の構成はほとんど変わっていないため、憲法と重なる内容が含まれている。

1990年憲法が制定された際に、民法の改訂は行われなかったため、憲法の思想と民法の哲学の間に齟齬が生じた。2002年に民法の第11次改訂が行なわれるまで、その齟齬は続き、憲法と民法の間で判決が揺れた。その原因は、ネパール社会がヒンドゥーの価値観で動いており、1964年に憲法が成立して以来、憲法は国際社会に向けた建前であり、実質的な効力を社会に及ぼしていなかったためである。

1-c. 憲法と民法（第10次改訂版）の齟齬

1990年憲法は、ビレンドラ国王の命を受けてネパール・ कांग्रेस党のクリシュナ・バットライを委員長とし、ネパール統一共産党マルクス＝レーニン主義派（NCP-UML）党首サハナ・プラダンを含む暫定憲法起草委員によって準備された。ネパールには憲法に優るヒンドゥーの価値観と倫理が存在していたため、1990年まで存在感の無かった憲法に、国家の最高位の基本法であり、諸法は憲法との整合性がなければならぬとする価値観がもたらされた。つまり、憲法と民法をはじめとする諸法との齟齬が放置された主な原因は、人々の生活と法が乖離していたためである。各民族、各共同体には、そこに暮らす人々に共通する宗教を伴った価値観とルールがある。憲法の理念がどうであれ、多様な価値観を持つ民族集団を内包する国家では、往々にして法とは政治的主要民族の価値観であり、他民族が同一の解釈を受容することは容易ではない。

1990年憲法と、諸法の齟齬は、主に憲法第一編(予備規定)および第三編(基本的権利)と、民法の家族法に該当する第3編および第4編に含まれる。民法第11次改訂(2004年)が実現する以前の第10次民法と憲法の主要な齟齬を記す。

1990憲法(谷川訳, 1990)

第一編 予備規定

第1条(基本法としての憲法)

- (一) この憲法は、ネパールの基本法であり、これに抵触する全ての法律は、その抵触の範囲内において無効とする。
- (二) この憲法の諸規定の擁護は、すべての者の義務である。

第三編 基本的権利

第11条(平等権)

- (一) 全ての市民は、法の前で平等である。何人も、法律の平等な保護を否定されない。
- (二) 宗教、人種、制、カースト、部族、イデオロギー的信条またはそれらのいずれかを理由として一般法の適用において市民を差別してはならない。
- (三) 国家は、宗教、人種、制、カースト、部族、イデオロギー的信条またはそれらのいずれかを理由として市民と市民を差別してはならない。
ただし、女性、子ども、老人、身体もしくは精神に障害をもつもの、または経済的、社会的もしくは教育的に立ち遅れている階層に属するものの保護と向上を図るため法律により個別の規定をつくることはできる。
- (四) 何人も、カーストを理由として不可蝕民として差別されることなく、公共の場所への立ち入りを拒否されることもなく、また公共施設の利用を拒否されることはない。この規定に対する違反は、法律により処

罰される。

(五) 男性と女性の間で同一の仕事に対する報酬の差別をしてはならない。

第17条（財産権）

(一) すべての市民は、現行法に従い、財産を獲得、所有、売却し、またその他の方法で処分する権利を有する。

1964年民法第10次改訂版（伊藤訳，2003）

第3編12章（夫と妻）

第2条：妻が他の男性と性的関係を持ったことが証明された場合、または彼女が他の男性と駆け落ちした場合は、自動的に夫婦関係は解消されなければならない。彼女が他の男性との性的関係を未だ持っていなかったとしても、性的関係を持つ状況にあったと裁判所が認めた場合、夫はそのような妻を離婚する事が出来る。

（コメント：同様な状況が夫に起こったとしても、妻が夫を離婚できる規定は無い）

第3編13章（財産分与）

第1条：所有財産の分与について、生存する父、母、妻、息子たちに財産を分与しなければならない。

第3条：同居する兄弟の息子達は、各人の父親の財産に限り相続権を有する。

（コメント：娘は、財産分与の対象となっていない）

第5条：財産分割を済ませていない夫あるいは父親が死亡した場合、妻と法定相続人は夫が有していた財産分与権を法に基づいて受ける権利を有する。夫の信頼に背いた妻は、夫側の財産を得ることは出来ない。

（コメント：妻の貞節と服従が財産分与の条件となっている）

第10条：少なくとも15年間婚姻関係にあり、しかも35歳に達している妻が望めば、夫から財産を得て、別居が可能となる。

（コメント：別居について結婚年数の制限と、妻の年齢による制限があり、該当しなければ財産を得られない）

第16条：35歳を過ぎて未婚の娘は、息子と同等に財産分与を得られる。もし、彼女が財産分与を得た後に結婚あるいは駆け落ちをした場合、法で認められたビバハ・カルチャ（稼資および結婚式経費）を差し引いた額を法定相続人に返還しなければならない。

（コメント：財産分与を得た後結婚した娘は財産返還が求められるが、息子は求められない）

第19条：（財産分与を得ていない妻と息子または未亡人の嫁を持つ）男性は、先祖代々の動産、不動産、全財産について、動産は全て、不動産は半分まで生活費として妻、息子、未亡人の嫁の同意無しに自由に処分できる。不動産については、半分以上を費やさねばならない場合、21歳を超えた妻、息子、未亡人の嫁の同意を得た場合に限り処分できる。

（コメント：将来、息子に分与される財産であるため、息子の同意が必要だが、娘は不要。21歳以下の妻や亡くなった息子の嫁の同意も不要）

第3編14章（女性の財産）

第2条：別居している未婚女性、既婚女性または未亡人は、自分の財産として所有している動産の全てと不動産の半分以下を誰の同意を得ずに彼女の意志で処分することができる。また、未婚女性は、父親が生存中は父親の同意を得て、既婚女性または未亡人は、彼女の青年に達している息子がいれば息子達の同意を得て、不動産の全てを彼女自身の意志で処分することができる。

（コメント：女性が所有する不動産の処分について、父や息子の同意を

必要とするが、娘の同意は不要)

第5条：妻は自分のダイジョ（結婚持参金）とペワ（自分で稼いだ収入）を自分の意志で決定することができる。彼女が死亡した後、彼女が財産譲渡証書をもって相続人を指示した場合には、証書に従って譲渡される。そのような財産譲渡証書を作成しなかった場合には、彼女と同居している息子に、そのような息子がいなかった場合には別居している息子に、そのような息子が居なかった場合は彼女の夫に、夫が居なかった場合は未婚の娘に、そのような娘が居なかった場合は、結婚した娘に、そのような娘が居なかった場合は孫息子に、孫息子が居なかった場合は娘の息子に、そのような男の子が居なかった場合は法定相続人に譲渡される。
(コメント：娘の権利は後回しにされる)

第6条：夫と妻が離婚した場合、または未亡人が亡くなった夫の信頼に背いた（貞節を尽くさなかった）場合、その妻は夫側から得た財産およびそれから得た利益を蓄積した財産の分与を得ることは出来ない。それらは他の法廷相続人のものとなる。
(コメント：夫の貞節は条件となっていない)

第3編 第15章（養子）

第2条：自分の息子がいる男性、夫が未だ生存しているか、または自分自身の息子がいるか、夫の他の妻のいずれかに息子がいる女性は、養子を取ることはできない。この規定を犯してなされたすべての養子縁組は無効である。
(コメント：実質的に一夫多妻が認められ、他の妻に息子が生まれた場合、実の娘よりも優位の相続者になる。)

第5条：息子はいないが娘がいる者は、養子を取らずに、その娘が結婚す

る前であれば、「みなし男子(ドラジ)」とすることができる。そのような「みなし男子」になった娘の夫は、妻側の動産や不動産を請求することはできない。

(コメント：娘ばかりの家庭では、養子を取るか、一人娘を「みなし男子」としなければ、財産を他の父系親族に分与しなければならない。そこに性差による相続権利の差異がある。また、女子は未婚か既婚によって権利の差異が大きい)

第3編第16章(遺産)

第1条：法定相続人とは、父系の7親等までの父系家系の中で最も近縁の共同相続人を指す。7親等を越える遠くの者は、単なる兄弟である。法定相続人の近縁および遠縁を決める場合、跡取りが無く死亡した者の父系の子孫がいたならば、故人の先祖の他の父系親族は近縁とはならない。

(コメント：7親等まで父系男子が相続人であり、娘ではない)

第4編第17章(婚姻)

第8条：既婚者もしくは寡婦であることを、未婚であると偽って結婚せようとした場合、このような婚姻の主導的な役割を担った人物と、このような事実を認識しつつ結婚しようとした16歳以上の女性には、1年以下の禁固刑または500ルピー以下の罰金、もしくはその両方に処す。女性が既婚者であった場合、その婚姻は無効となり、寡婦であった場合には、婚姻を結ぼうとする男性がこの婚姻に同意しない場合には無効となる。

(コメント：男性には同様の規定が無い)

I - 2. 女性差別撤廃運動の変遷

2 - a. 1990年以前

1975年は、国連が提唱し、第1回国際婦人年世界会議がメキシコで開催された。この年、ネパール政府は国連に従い、3月8日を「国際女性デー」と名づけて、毎年祝うようになった。同年、「Muluki Ain」の女性の権利について大幅な改訂があった。例えば、それまで女性には遺産相続権が無かったが、民法第13編（遺産分割）第11章で「35歳まで独身であった女性は、遺産分割を得る権利がある。但し、その後に結婚した場合には、他の遺産分与請求権者に返還しなければならない」という、画期的な修正が行なわれた（1976年第6次改訂）。

しかし、当時はマヘンドラ国王の絶対王政時代であり、政党の無いパンチャヤット体制であったため、1976年以後、1985年の国連婦人の十年を含め1990年以前には、女性の法的権利に関する活動は行なわれていない。

2 - b. 民主化から民法第11次改訂まで

1990年には、民主主義が回復し、新しい憲法が制定された。そこには、前述のように「性差によって市民を差別されるべきでない」と明文化された。政府は1990年9月14日に「子どもの権利条約」を批准し、翌年2月5日にCEDAWを留保条項なしに一括批准した。国民がみな希望に燃えていた時代であり、政府は下記のように、次々と国際条約を批准した。

1. Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women. 1991.4.22
2. International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights. 1991.5.14
3. International Covenant on Civil and Political Rights. 1991.5.14
4. Optional Protocol to the International Covenant on Civil and

- Political Rights. 1991.5.14
5. Convention Against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment. 1991.5.14

国際条約が厳しい行動遵守と報告義務を伴うものであることを、政府が十分に理解していたのか疑問ではあるが、1990年5月の総選挙に続く、翌年の地方選挙でも、ネパール共産党マルクス・レーニン主義派(NCP-UML)をはじめ、各政党がCEDAWを持ち出し、女性差別撤廃を選挙宣伝に使った。諸外国からNGOやINGOが押し寄せ、一説に、3000団体ともいわれるほどネパール国内にNGOが作られ、それが、一種のビジネスと化していった。

1993年に、最高裁判所は、女性に平等な所有権を与えるための民法の改訂を検討するよう国会に命じた。1995年の第4回世界女性会議(北京大会)には、政府代表を含め150名近いNGO代表が参加し、帰国後の女性パワーは、社会的に一定の発言権を得て、活発に活動していた。デウバ内閣は、北京大会の影響を受けて、同年12月に女性省(Ministry of Women, Social welfare)を設置し、初代女性省大臣として、リラ・コイララ氏を就任させた。

1995年に、最高裁判所は民法の改訂議案提出を政府に対して命じた。女性・社会福祉省は「女性の財産権請求書」法案を提出したが、第10回国会で無視され、第11回国会に再度上程した。しかし、当初の期待にも関わらず、女性省は女性の法的地位向上に大きな効力を発揮し得なかった。各省の中で最も力の弱い省であり、他の法案が次々と可決される中で、継続審議が繰り返され、度重なる内閣交代の間に、各内閣によって法案修正が度々行なわれた。筆者の学位論文にも述べたように、女性省を取り巻く活動家は都市の高学歴かつ高カーストの女性に限られていたため、一般の女性た

ちの間に女性の権利意識や知識が浸透せず、連帯感も育たないまま農山村の女性と都市のエリートとの格差が広がってしまった。

2001年7月17日、議会の特別委員会では「女性の財産権請求書」と呼ばれていた民法第11次改定案が満場一致で採択された。しかし、国会では、主要政党であったネパール・ कांग्रेस党が「その後に結婚した場合には、他の遺産分与権者（兄弟）に返還しなければならない」の修正を拒み、2001年10月に下院を多数決で通過させてしまった。しかし、野党が多数派であった上院では法案が否決され、下院に送り返された。このままでは、また数年先に延びてしまうことが予想されたため、全ての女性団体が支援していた野党は、法案に、「結婚後の相続における息子または娘の平等な相続権」という文言を明示しないとトリッキーな手法で、法案を通過させた。

このような経過を経て、1995年から始まった民法第11次改訂案は、7年を経て2002年3月4日に国会を通過し、国王に送られ、2002年9月26日に承認を得て、2002年9月27日から実施されることになった。

第Ⅱ章 判例検証

Ⅱ-1. 「アンナプルナ・ラナ」 ケース：

初の「プライバシー保護」判決

2006年4月まで、世界で唯一ヒンドゥー教を国教としていたネパール王国では、未婚女性が処女であることは自明の理であり、「未婚の定義」を最高裁判所で争うこと自体、民主化以前ではあり得なかった。ところが、1998年7月29日、最高裁判所において、パタン上訴裁判所が原告に命じた「未婚の娘に対する遺産分割請求の物的証拠としての処女性確認のための

身体検査命令」を棄却し、ネパールで初めて1990年憲法第22条の「プライバシーに関する権利」に基づく判決が下された。

【訴訟内容】

ネパールの王族の娘アンナプルナ・ラナ（Annapurna Rana 1973生）は、1989年12月28日に死亡した父親の遺産分与を母と実兄に対して求めたが、分与は既に終了しているとして拒否された。これに対して、アンナプルナは、1995年12月1日に、カトマンズ郡裁判所において、実母（Ambika Rajya Laximi Rana）および実兄（Gorakh Shumshere J.B. Rana 後に故Birendra 国王の娘婿）を相手取り、「嫁資および結婚経費相当分の財産分与」および「未婚の娘に対する日々の生活費（扶養義務）請求」を訴えた。

【訴訟経過】

実母と実兄は、アンナプルナがインド遊学中にインド人と同棲し、女兒をもうけたことはアンナプルナが既婚者の証拠であり、ネパールの法律に基づき父親の遺産相続権は無いと拒否した。さらに遊学中に一時帰国した際に持ち出した装飾品等が財産分与に当たるとし、弁護士に嫁資リストを作成させてカトマンズ郡裁判所に提出し、財産分与は終了していると報告した。カトマンズ郡裁判所は、アンナプルナに対し、「未婚の娘」の物的証拠収集のため、処女検査（膣および子宮検査）を受けるよう命じた。この命令を受けてアンナプルナは直ちにパタン上訴裁判所に対して、カトマンズ郡裁判所の決定取り消しを要求した。この段階で、訴訟は、憲法に保障された「プライバシー保護違反および人権侵害」に内容変更が行なわれた。さらに、被告人は母親、兄の2者から、カトマンズ裁判所を加えて3者に変更された。

1996年10月3日。パタン上訴裁判所は、「原告が一子の母親であり、婦人科医師による身体検査により、彼女の子宮や膣は、既に形態的に変化し

ていることが確認されるべき」とのカトマンズ郡裁判所の判決を棄却し、改めて1975年証拠物件法に基づき、専門医による身体検査命令を下した。

1996年12月3日、パタン上訴裁判所の判決が通知され、1997年4月25日にアンナプルナに対する身体検査がマタニティー・ホスピタルで行なわれた。アンナプルナは直ちに最高裁判所に上告した。被告は、実母、実兄、カトマンズ郡裁判所、パタン上訴裁判所の4者である。

【判決文要旨】

1997年7月29日、最高裁判所は、下記の判決を言い渡した。

「社会の変化に伴い、①処女性を堅持するか、性関係を楽しむかの選択は個々人の判断に委ねられている。ある者は性関係に関してオープンであり、他の者は内密にする。しかし、②性関係の有無が女性の法的地位を変えるものではない。ある者は、最初に子どもを得た後に結婚を決めるであろうし、他は夫婦として生活していても、夫婦の結晶が得られない者もある。社会の近代化によって、個人の自由がますます強調されてきた今日、セックスだけで結婚したと判定することはできない。娘が既にセックスをしたかどうか、③両親といえども責任をもつことはできない。④処女性の喪失と結婚は、法的に同等と解釈することはできない。結婚したことが処女性の喪失を意味するとは解釈できない。⑤成人女性が男性とセックスするのは一般的になった。そのような場合、子供が生まれる場合もあるし、そうでない場合もあり、それは自然なことである。娘が伝統的な結婚式を経て結婚をしようが届出結婚をしようが、法律は結婚と言う。

【判決へのコメント】

ヒンドゥー社会の規範（『マヌの法典』等）では、処女は神聖であり、男性は処女と結婚することで浄化されると信じられてきた。父親にとって、娘は嫁がせるまでの預かり物である。父親は、家格に相応しい嫁ぎ先を見つけ、相応の持参金を持たせて嫁がせることによって父親としての義務か

ら解放される。父親は、結婚前の娘を監督し、処女であることを保証する義務がある。もし、処女であると偽った場合、民法(Muluki Ain)の規定により処罰される。娘と処女は同義であり、父親または財産を継承した男性は未婚の娘の扶養義務を負うことが、法律で定められている。しかし、最高裁判所は、西洋化した今日の世相と、都市部ではヒンドゥーの建前論が崩壊し始めていることを追認する形となった。

上記判決文要旨①は、女性は父親の監督下に在るべきとする建前上の女性観を、裁判所が否定し、憲法によって女性自身の判断を保障したことになる。

要旨②は、伝統的に、清浄な子孫を残すため生殖の任を課せられた女性の性関係は、個人的なものではなく社会的な意味を持っていた。未婚女性は清浄であり、既婚女性は不浄であるとされ、未婚が既婚かで法的地位が制限されてきた。それが、「女性でも性関係は個人の判断に委ねられ、法的地位に関係ない」とされ、ヒンドゥーの処女観や個人の性関係が、社会の規範に基づく判断から個人の判断に委ねられた画期的な判決である。最高裁みずから、民法の「女性が処女と偽って結婚した場合は、男性が一方的に離婚することができる」とした条項を否定する判決を出したことになる。

要旨③は、未婚の娘に対する父親の監視義務および權威を失墜させる、男性にとってはショックな判決であった。娘の行動を監視するのは、ヒンドゥー家系(特にブラーマン)の血を清浄に保つためであり、いわば血統書を付けて一族のブランドを守る義務を意味する。

要旨④において、ヒンドゥー社会は、宗教的、社会的義務として、男性も女性も結婚をしなければならない社会であり、多妻であっても、結婚式を行なえば、法律的には違法ではあるが社会は正式な結婚として認めてきた。しかし、同棲関係は非難され、非嫡出子は法的な権利の外に置かれた。そこに、未婚＝処女という図式が成立していた。父親ばかりでなく、村落

共同体全体が娘の行動を監視していた。現代社会ではそのような監視は不可能になり、「処女性と結婚は法的に同義で無い」と判断しているが、要旨②と同様、ネパールの法律に矛盾した発言である。もっとも、ネパールの北方に住むチベット系、チベット・ビルマ系民族では、略奪婚、妻問い婚、一妻多夫婚など比較的性関係に寛容な社会が広がっており、その人々にとっては、ネパールの民法そのものが無意味である。

要旨⑤は、最高裁が現実を追認したに過ぎないが、ヒンドゥー社会や南部ムスリム社会にとっては衝撃的な発言であった。

この判決に対しメディアは、「最高裁判決がもたらした洋風混乱は、男性に、女性と結婚せずに性関係を楽しみ、女性を捨てる権利を与えた」と評した。また、「正常な結婚から子どもを得ることで安定していた女性の結婚生活を脅かすものである」「ネパール女性の性行動の乱れを促進する恥しい判決」といった反応を示した（アンナプルナ裁判の詳細は、伊藤，2003. p. 126-132）

II—2. 「ミーラ・ドゥンガナ」ケース：男女平等財産相続権請求

本件は、女性の所有権という、女性の法的地位向上運動の中で、最重要課題とされている問題について、直接的に最高裁の判断を仰いだ、シンボリックな訴訟であった。

【訴訟内容】

1993年5月31日、「女性法と開発フォーラム」のメンバーだった Meera Dhungana と Meera Khanal は、ネパール法務省および国会担当省等を相手取って、民法3編第13章（遺産分割）第16条の「35歳まで独身であった女性は、兄弟と同等の遺産分割を得る権利がある。但し、その後に結婚した場合には、嫁資および結婚式費用を差し引いた残りの金額を、他の遺産

分与請求権者に返還しなければならない」とする規定は「1990年憲法」第三編(基本的人権)第11条(平等権)および第17条(財産権)、「ネパール条約法1990」の第9章に基づいて批准したCEDAW(女性差別撤廃条約)第4部(私的生活に関する権利)第15条(法の前の平等)に違反し、「ミーラ・ドゥンガナ自身の権利を阻害している」として、男女の所有権の不平等性を訴えた。さらに、民法第3編16章(遺産)第2条の「故人の夫、妻、息子、息子の息子がいる場合、娘は、遺産分与には与れない。上記の相続人が居ない場合は、娘が相続人となる。故人の娘達の中で、未婚の者、あるいは結婚または駆け落ちをした者がある場合、未婚の娘が2/3そ相続し、既婚または駆け落ちをした娘が1/3を相続する」(伊藤, 2003)とする条文から「息子」の文言を削除するよう求めた。

【訴訟経過】

この係争は、内外の多くの人権活動家の注目するところとなり、女性の権利・人権運動の盛り上がりの1つのピークを生み出した。しかし、最高裁判所は、古い民法の考え方を退けることを拒否したうえ、その判断が憲法と一致していないことに一言も触れなかった。さらに、ネパールの家父長制社会では、娘が両親の財産分割を求める権利を許可することはできないと断じた(Sangroula, 2002, p. 67-68)。また、多くの女性が国の法によって権利を阻害されていることを自覚していない状況で、女性に財産権を保証するのは時期尚早と判断した最高裁判所は、違憲立法審査権の発動を拒否した。

その一方で、最高裁判所は国会に対して、1年以内に専門家、人権団体とともに法を見直し、適切な法案を作成するよう命じたが、決して積極的ではなかった。

専門調査委員会は、14郡に対して、「男女平等財産相続権請求に関する一般市民の意見調査」を実施するよう要請した。しかし、その調査自身作為的であり、回答は無意味として、人権団体から非難された。

【判決文要旨】

最高裁判所は、訴状に対し、現状でも女性の権利は発揮できるとして、違憲立法審査権の発動を拒否した。憲法に反していると明言することを避けると同時に、「ネパール社会はユニークな社会的価値観と文化を持っている」と長々と現状肯定の陳述を付け加えた。さらに、判断を国会に委ね、1年以内に「遺産分割に関する法律」の改正を検討するよう命じた（Nepal Kanoon Patrika 1995. SC Decision No.6013 p.462）

【判決へのコメント】

判決は1995年の北京会議で世界中の女性が盛り上がっていた時期であり、大きな期待が寄せられていた。ところが、予想外にヒンドゥーの伝統的な男性の権益を擁護した消極的なものであった。「女性の所有権」は、様々な女性の法的差別撤廃運動の中で、王手とも言うべき最難関課題である。ヒンドゥーの長い歴史に裏打ちされた男性優位の壁は容易に破れなかった。経済力を掌握することは、家族の生殺与奪を握るに等しい。同時に男性間においても権威の裏づけとなる。空気のごとく、男性優位を当然としてきたヒンドゥー社会で、所有権を譲ることは受け入れがたい事態である。男性側からは、「娘は父親の財産を息子と同様に相続し、しかも夫の遺産も相続するのでは、逆に不平等である。息子は老親を抱えて、どうすればよいのか。今でさえ僅かな田畑を、さらに細分化すれば一家が食べてゆけない」と悲鳴が上がっている。また、母親からも、「娘は嫁資を持たせて嫁がせれば他人のもの。両親の義務は終わるはずなのに、いつまでも実家の財産を狙われては困る」と、人権運動家を除けば否定的な意見が多かった。最高裁判所はそうした世情に配慮したと言われている。

こうした世論に対し、トリブバン大学の社会学者 K.Bhattachan 教授は、最近の法令は、個人主義を奨励しており、チベット系またはチベット・ビルマ系社会が持つ互助的な村落共同体の良さに悪影響を及ぼすことを懸念

している。もともと、チベット系、チベット・ビルマ系民族は女性の経済的自立度が高く、男女平等に働くため、男性への依存度は低い。こうした法律はヒンドゥー社会にのみ効力を発揮するものとしても、実施には大きな問題が想起される。「遺言制度」が、こうした混乱を緩和するのに役立つのではないかと述べている。しかし、人権活動家 B. Pradhan は、民法第11次改訂が成立する前に息子にのみ遺産を残す「遺言制度」が一般化しては、法の形骸化につながると警戒している。ともあれ、裁判所が「男女平等財産相続権」問題の判断を国会と活動団体に丸投げしたことが、民法の第11次改訂を促すきっかけとなった。

II—3. 「レーナ・バジュラチャリヤ」ケース：

国営企業の男女雇用年齢差別解消請求

本件は、CEDAW という国際法を国内化することに努力した事例として国連 CEDAW 委員会に高く評価された判例であった。被告ロイヤル・ネパール航空＝ネパール王国政府は、原告の雇用主として、差別的雇用条件を擁護する立場であったため、「国家による男女雇用差別」として人権活動家の注目を浴びた。

【訴訟内容】

Meera Dhungana が、ネパール政府関係省庁、最高裁判所判事、および国会事務局を相手取り、ロイヤル・ネパール航空の客室乗務員における退職年齢の男女差別解消を求めた訴訟である（令状 No. 3392。1995年9月3日）。当時、男性客室乗務員の退職年齢は55歳であったのに対し、女性は30歳または10年間の勤務と定められていた。

【訴訟経過】

1995年の北京大会直前を狙い、国家を相手取った訴訟に対し、非常に

CEDAW を意識した判決が1998年に下った。諸外国の客室乗務員も比較的早期の定年または内勤への変更が行なわれていたが、ロイヤル・ネパール航空では男女の退職年齢差が25歳と格差が大きかった。ネパールにおいては、女性の正規就業率は男性の5%程度であり、その中でスチュワーデスはエリート中のエリート職種である。高給な職業を、可能な限り長く勤めたいとする女性にとって、30歳の退職年齢は容認できなかった。RAが国営企業であるということが、この訴訟をシンボリックなものにした。CEDAW を批准した政府が、自ら男女差別雇用を行なっているという矛盾を突いた訴訟であった。

【判決文要旨】

最高裁判所は、CEDAW の観点から見て、ロイヤル・ネパール航空の1974年規則は最悪であると断じた（令状 No. 2812, 1998）。

【判決へのコメント】

このエリート女性の訴訟について、庶民の関心は嫉妬を交えて、冷やかかであった。関係ない世界の話でもあった。しかし、内外の人権支援団体と国連 CEDAW 委員会にとっては、喜ばしい勝利であった。庶民にとっては、高嶺の花の問題であっても、こうした事例の蓄積が国際的評価を得、支援を獲得し、国内の女性差別に抵触する多くの法律を書き換えてゆく運動につながっている。その意味で、ランドマークとなったケースである。

II—4. 「チャビー・ペーター」ケース：

外国籍男性の子のネパール市民権請求

本件は、Chabi Peter が、ネパール王国政府を相手取り、インド国籍の夫との間に生まれ、ネパールで育った子どもたちのネパール国籍を求めた訴訟である。

【訴訟内容】

Chabi Peter は、カトマンズ生まれのネパール女性であったが、ネパール国軍の航空機操縦士でインド国籍の Terence Peter と結婚した。彼は1961から1972年に死亡するまでネパールに居住し、Chabi Peter との間に3人の子どもをもうけた。子どもは全てカトマンズで生まれ、教育を受けた。子どもたちの言語は母方のネパール語であり、ネパール文化を自らの文化と考え、あらゆる面でネパール人の資格を有しており、ネパールの国籍取得のため訴訟を起した際に、ネパール国家への忠誠を誓った。

【判決文要旨】

市民権条例の第3条(ネパール国籍法)は、ネパール国籍取得に関わる基本法則である。ネパール国籍を得るためには、「子の父親が必ずネパール国民であること」を前提とする。子の母親がネパール国籍であっても、父親が外国籍であった場合、母親の国籍を子供に引き継ぐことはできない。

【判決へのコメント】

この判決には、2つの意味で国連 CEDAW 委員会が懸念を表明している。

- (1) 外国人男性を父親とする子の国籍問題
- (2) 国籍取得条件の問題

(1)は、子どもの国籍取得について、父親の国籍が絶対条件であって、ネパール人女性の権利が認められないことは女性差別である。

(2)の国籍取得について、憲法第二編(市民権)の第9条(憲法施行後における市民権の取得と消滅)の第4項と第5項は、以下の通りである。

- 4 項 (a)ネパールの国語を話しかつ書くことが出来ること (b)ネパール国内で職業に従事していること (c)他の国の市民権を放棄していること (d)ネパールに15年以上居住していること。

5 項 第4項の規定にかかわらず、ネパール市民と婚姻関係にある外国籍

の女性であり、かつその外国市民権の放棄手続きをとった者、およびネパール市民権を放棄して出国し、のちにその外国市民権を放棄するに至った者は何人も、ネパール市民権を取得する事が出来る。

実際には、市民権取得に際して、土地所有権証、国勢調査または選挙人リスト等のドキュメントを必要とする場合がある。また、ネパール南部タライ地方には、インド国籍の父親を持ち、ネパール語を日常必要とせず、読み書きの出来ない人々が多い。ダリットやマイノリティーも、厳しい国籍取得条件に不適合になる危険性があると人権団体は懸念している。

伝統的に、ネパールでは、女の子は結婚までの預かり物で、嫁がせた後は実家の責任は解消される。実際には行き来が頻繁にあっても、所属は夫の実家である。外国籍の男性と結婚した場合は、相手国に所属するものとし、原則として大使館でさえ自国民保護の対象としない。また、離婚した場合に、引き取った子どもはネパールの国籍が取れない。16歳以上はIDカードを取得し、常時所持する必要があるが、カードの裏面には父母の氏名、出身地、生年月日等が記載される。そのIDカード取得にも困難が生じる。

カトマンズにはネパール女性と結婚してネパールに住み、子どもを育てているカップルが多数いるが、彼らの身分は法的には非常に曖昧である。子は、日本に住んだことが無くても、日本国籍でなければならず、日本かネパールか国籍を選択する権利は与えられていない。

女性が個人でビザを取得できるようになったのは、2006年である。女性が単独で社会的責任を伴う行為（土地売買の契約書をに署名するなど）ができると考えられていなかった、つまり夫や父親の許可無く単独行動は法的にも不可能であった。これは、女性を男性の管理下に置くことであり、

CEDAW に違反すると人権団体は問題視していたが、ヒンドゥー社会では当然とされてきた。

民法第11次改訂以後の2006年5月31日、国会において、NCP-UML（統一共産党）議員 Ms. Bidhya Bhandari によって提案された「ネパール人の母に生まれた子供に、完全な市民権を与えるための法律改訂案」が満場一致で可決された。バンダリ氏は、女性差別撤廃活動の一環であると述べた。また、下院で新しい国籍と市民権に関する法律を準備中だが、法案の第4章に、ネパール人の母と外国人の父の間に生まれる子供が市民権を獲得するのは、ネパール人の父と外国人の母の間に生まれる子供より難しくするという条項がある。これについて、「誰が国籍を有する資格があるかは、国の法律で定めるべきだが、個人の権利を保護する国際的な人権法に合致するものを望む」と Ms. Lena Sundh ネパールの国連人権高等弁務官代表はプレスリリースした。（2006-11-25）

第三章 女性の自立への変化

III-1. 女性・若者組合の活躍

1-a. JICA セミナー

2006年8月12日（土）、パタンで、若者（30～40代）の組合リーダーによる“Seminar on vision of new generation cooperative leaders”が開催された。農業省に派遣された JICA のシルバー・ボランティア気賀澤氏がコーディネーターでありファシリテーターであった。彼の言によれば、外国援助に頼らずに、自らの力で生産物を作り、販売し、貯蓄し、村の生活を向上させ、技術を向上させる若者の小さな組合が増えつつあるという。彼らは政治力に頼らず、外国援助に依存せず、自力で行なうのが特徴だと

のこと。活動場面は様々でアイデアに満ちている。1990年代に各国の NGO 援助によって蔓延した編み物や縫い物の職業訓練センターで、マーケットの無い生産物を作っていた時代とは異なり、市場動向を見据えている。Scope SACCOS は木工・メタル細工、Save and Enhance SACCOS は手工芸品ときのこの栽培、Shiddi Ganesh SACCOS はバクタブル ヨーグルトとサワーキャンディー、USC Nepal (INGO) は、有機農作物生産など、多くの組合が活発な活動をしている (SACCOS=Saving and Credit Cooperative Society)。これらの組合は、貯蓄組合も同時に行なっている。ここに、資金を外国援助に頼らないで経営できる資源がある。他にもスラムの若者による餃子屋台や、お茶屋経営など、直接的な収益事業を行なっている。外国援助に頼らなくともやってゆけるという自信とプライドを持っていると報告している。

1-b. 花卉栽培とアンテナショップ

環境・教育関係の NGO である Love Green Nepal は、カトマンズ盆地の郊外パルトとパンチカルに農村開発の拠点を持ち、柿、梨など季節の果物を販売する一方で、都心のアンテナショップで各地の有機栽培製品を販売している。アンテナショップには東ネパールの茶生産組合の女性たちが、研修と生産物の売り込みを兼ねて、バスをチャーターしてやってくることもある。市場には出にくい100種類を越す良質の有機生産物が店内に並んでいる。自らパッケージデザインを開発したり、新しい製品のアイデアを持ちかけたり、市場とは一味違うフレキシブルな流通形態が生まれつつある。コーディネーターの Sangat 氏は何回も村人と話し合いを持ち、村民の結束作りを担当する。技術指導は、バイオ栽培の専門家である Brajesh 氏で UNESCO の委託を受けてヒマラヤ原産の蘭の保全に取り組みると同時にバイオ栽培で量産を可能にし、ポット販売を行なっている。活動のターゲットは村のお母さんたちだ。彼女達が活動に加わり、菊などの花卉栽培技術を覚え、牛の糞でバイオガスを生産することで、樹木を切らずにエネ

ルギーを調達し、使用後は高品質な土壌を生産し、販売している。技術の習得と流通のしくみを知ってくると、村は飛躍的に明るくなり、清潔になり、男性の生活態度まで変わってくるという。そこまで行くのには5年10年の時間が必要だが、確実に人々の生きる力が伸びてくる。こうした活動が村人の連携によって行われるようになり、着実に経済的に豊かになってきている。

1-c. 経済力と権利意識

上記の2つの事例は、ネパールがマオイストに席卷され、外国援助が活動を休止している間に成長してきた。もちろん、1980-90年代に、多くの外国援助団体が各地に入り込み、開発の土台が出来ていたことを過小評価するものではないが、ネパール人の手法の特徴は、経済活動がマーケットに直結していることだ。優れたビジネス感覚を持っている。長い研修時間をかけるよりも、活動しながら覚え、開拓してゆく。そこには、ネパール社会の経済力の成長も多いに影響しているであろう。現在、海外の約30カ国にネパール政府公認の海外在住ネパール人協会(NRN=Non-Resident Nepali Association)があり、国内組織と国際組織が重層的に活動している。彼らから本国に還流する資金は、年間国家予算約1,500億ルピーを超え、その内の10%が日本から送られている。海外で働くネパール人は人口の5%にあたる約140万人と、NRNが発表しており、3軒に1軒は、何らかの形で海外送金を得ていると在ネパール日本大使館ホームページに記されている。

つまり、ネパール政府は、二つの財布を持っていることになる。一つは国家予算という公的な財布、もう一つは海外からの送金という私的な財布である。国家予算の40%程度と開発予算の90%を外国援助で賄っているが常に債務超過である。海外からの送金の70%は、簡便さと不法就労者は銀行を使えないこともあって地下銀行(フンディ)を通して直接村落の実家に送られている。他の途上国と同様、富の配分に問題があるため貧富格差

が大きいものの、ネパールの1/3は貧しくないのかもしれない。実は、そうした経済成長が、女性の権利意識、差別撤廃に対する意識の高まりを裏側から支えているのではないか。

Ⅲ－２．マオイスとトジェンダー

２－a．マオイストの発生

マオイストの思想的指導者バブラム・バットライの反政府運動は、1990年民主化の落とし子である。1990年以来16年間に14回の内閣が交代し、その半数をギリジャ・コイララ首相率いるネバリ・ kongress 党が政権を握っているが、1990年民主化後最初の政権下でギリジャ・コイララに冷遇されたバットライは下野し、民主化の恩恵に与れない貧民を救済するとしてゲリラ闘争を開始した。中国共産党がネパールのマオイストは毛沢東主義とは似て非なるものであると断じた。バブラム・バットライの思想が南米のチェ・ゲバラやスペインのバスク同盟、ブラックパンサーに近いものであったとしても、毛沢東が井崗山に集結し、陝西省延安を本拠として八路軍（紅軍）を指揮した戦略を忠実に踏襲している。マオイスト軍も西ネパールのルクムを本拠地としゲリラ戦法を展開した。ルクムやジャジャルコットは、標高3000－4000メートルの山岳地帯にある。16－18世紀に群雄割拠したガンダキ24国の中のマガル族の王国があった地域（マガラント）で、今なお、現ゴルカ王朝に反抗的な感情を持っている。農民の数をあてにするのではなく、陰阻な山岳に士気の高いゲリラ軍を入れ、長期抗戦の体勢を整え、それを一般の農民が支援するという、毛沢東の戦略そのものである。1996年2月の人民戦争からは、武装闘争派プラチャンダが主導権を握り、最終的に全国75郡の内全国40郡に勢力を拡大した。政府の力は郡次に点在するのみとなり、1960年代のジャナクプルを中心とするナクサライト運動（ギリジャ・コイララは指導者の1人だった）、反政府運動と酷似する状況が10年続いた。

当初は、民主化に大きな期待を寄せていた非ヒンドゥー民族やマイノリティー（ジャナジャティー）や民主化に貢献した中間層が、市場化経済導入によって経済格差が増大する状況に不満を持ち、マオイストの出現を歓迎した。都市部のインテリや官僚さえ、40項目の要求を掲げるマオイストのプロバガンダに魅了された。しかし、組織が拡大するにつれ、村落部でのTAXと称する資金強要、拉致、略奪、戦闘に、多くの村人がカトマンズに逃げ込み、村落部の荒廃と都市部の過剰な人口集中が大きな問題となった。だが、銃を持った相手に、なす術も無く、口を噤み、頭を抱えて嵐の去るのを待つ、恐怖と虚無が全国を覆った。

何度か和平合意が成立しそうになったが、その度に決裂し、ようやく2006年11月20日、プラチャンダとコイララ首相との間に和平合意が成立した。ネパールの歴史を見ると、10年ごとに大きな変化がある。ちょうど、マオイストの戦いも10年経過し、全ての国民が疲れ果て、飽きていた。武器の管理、兵士の処遇は日本を含む国連軍PKOの監視下で行われることになり、一応終息への入口に辿り着いた。しかし、この間に、政府軍、マオイスト、一般農民、役人の犠牲者は14,000人に登り、拉致、負傷、金品略奪の被害は計り知れない。

2-b. マオイスト社会のカースト制

マオイストといえども、組織の中はカースト階層社会である。頂点に立つプラチャンダもバッタライもブラーマンであり、指揮官はチェットリ（インドのクシャトリアに相当する第二階層）やネワール族（カトマンズの先住民族でありネパール経済の中心的民族）という、ネパール社会のドミナントで形成されている。一方、兵士は非アーリア系山地民族の若者が多い。さらに、3年前にカトマンズの隣町パタンに本拠地を移した中央本部と山岳地域は、植民地支配的關係が形成されていった。

マオイスト部隊の中で、女性は解放されたのか。マオイストの Web サイトには機関銃を担ぐ若いネパール女性兵士が多用され、女性解放の PR 役を担っている。2 人の文化人類学者 Judith Pettigrew と Sara Shneiderman の調査 (Himal vol.34, Jan. 2004) によれば、もともと山地の非ヒンドゥー民族は男女の抑圧と被抑圧の関係は希薄であり、性別による役割分担も明白ではない。マオイストが宣伝する「解放された女性像」とは、プラチャンダやパッタライ夫婦などブラーマンである指導者層が持っているステレオタイプ化された「抑圧された（ヒンドゥー）女性像」からの解放であった。つまり、彼らの女性観は、伝統的なヒンドゥーの男尊女卑観そのものであり、カトマンズの政府や学者と何ら変わらない。マオイストの活動が非ヒンドゥー民族の女性を解放し、男女平等を実現したとは言い難いと述べている。

2-c. マオイストの矛盾と女性

男子兵士の募集は主に中学校で行なわれ、15歳から16歳の非戦闘員が強制的に連行された。合わせて20歳から25歳のジャナジャティー男性も募集された。一方、女性兵士募集は16歳前後の未婚に限られた。既婚女性、非識字の年配者は採用されなかった。なぜ兵士の30%程度に及ぶ山地の少女たちやダリットが兵士になったかについて、多くのインタビューを行い、10代の女の子が持つ都市への憧れとそれほど変わらない、閉ざされた村社会から外世界への憧れや、家族の影響を挙げており、反政府や愛国心、女性解放に駆られて参加したわけではないと述べている。

未婚の10代の女性兵士が、若い男女混合の軍隊の中で、妊娠から結婚に至るのは自然の成り行きである。そうした場面が、「マオイストは伝統的抑圧に捉われない自由意志による結婚を実現している」と喧伝された。親が反対すれば、人民裁判によって、親を罰するという演出が行なわれた。ところが、家庭を持った女性兵士が通常女性の家事から解放されること

はなかった。ある女性マオイストは、昼間「マオイストによる女性解放」を村々で演説し、家では家事労働の一切を担わねばならず、自己矛盾に苦しんだ上、政府軍にマオイストとして射殺された。夫が出兵した後、妻が男性の畑仕事もこなせば、「自己能力の啓発」と宣伝されたと記している。

女性に銃を操る能力を与え、その能力を開発したことは確かだが、現場では民族によって異なるジェンダー・ギャップを、マオイストの男女平等のイデオロギーの中で新しい進展に導いたかといえ、伝統的価値観を越えるものでは無かったといわざるを得ない。ヒンドゥーにとっての新しい解放された女性像は、非ヒンドゥー民族では既に実現していたことであり、高位ヒンドゥーの抑圧された女性たちは兵士にはなっていないのである。

中央で、政治的取引が行なわれ、2006年11月20日の夜に、マオイスト代表ブラチャンダと、政府代表のギリジャ・コイララが和平協定に署名した。しかし、「最初は貧困層を救ってくれると信じた。だが、結局彼らもギリジャ・コイララと同様、最上層のブラーマンであり、カースト格差と貧民を利用した権力闘争の1つだった。ヒンドゥーのマジョリティーと、非ヒンドゥーのマイノリティーの戦いだったとも言えるが、政府もマオイストも同じ穴の貉だった。いつも犠牲になり、利用されるのは非ヒンドゥー民族やダリットで、事あるごとにブラーマンの力が強化されてゆく」と、庶民のあきらめと冷めた目がある。

第IV章 民法第11次改定と今後の見通し

IV-1. 民法第11次改訂の改正点(要約)

2002年9月、第11次改訂が実現した。女性の権利拡大は、ヒンドゥーの

価値観を大幅に国際化あるいは西洋化させた。しかし、細部には未だ憲法
の思想と矛盾する条項も残されている。

第3編第12章（夫と妻）

- (1) 離婚後、息子にのみ与えられていた食事、衣服、医療、教育設備など
の養育費を、娘にも息子と同等に要求する権利を与えることになった。
- (2) 第三者との性的関係による離婚の権利は、夫のみにあり妻には権利が
なかったが、夫または妻は、彼または彼女が他の者と性的関係を持った
場合、離婚する権利を有することになった。

第3編第13章（財産分与）

- (1) 娘は生誕と同時に、兄弟と等しい財産分与権を与えられる。
- (2) 「未婚の娘で35歳以上」という年齢制限が削除され、「必要に応じて」
と改訂された。しかし、その後結婚した場合には娘が資産を他の遺産相
続者（兄弟）に返さなければならないという文言は残された。
- (3) 未亡人が共有財産の分割を受けるためには男の子を持ち、未亡人が30
歳以上に達していなければならなかったが、改訂後はその条件が削除さ
れた。
- (4) 未亡人は、彼女が再婚するか子どもが成年に達するまでに必要な諸経
費として財産を財産分割前に分けてもらい利用することができることにな
った。この規定に従い、未亡人は彼女の財産を自由に使うことができ
る。もし未亡人が再婚先で新しい子どもを生まなかった場合、彼女の残
りの財産は前夫との間に生まれた子どもに譲渡することができることにな
った。

離婚や別居に対してヒンズーの制限的思想があったために、女性に対
して抑圧的であった。また、女性に経済力が無く、法的にも実際的にも
彼女の実家か、離婚した夫の家に留まるしかなかった。さらに、離婚が
夫によって開始された場合に限り、離婚後5年間の扶養手当が支給され

- るだけだったので、女性は辛さに耐えて婚家に留まらざるを得なかった。
- (5) 改正前は、離婚した場合、彼女の両親および義父・義母の財産を相続することはできなかったが、財産分割は夫と妻の間で離婚時に、もし女性が財産分割でなく年ごとまたは月ごとの経費を望んだ場合、裁判所は夫の収入レベルと財産に応じて、経費を設定する。女性はそのような経費を再婚するまで得ることが出来ることになった。
- (6) 妻が夫の財産分割を得て別居するには、妻が35歳に達しており、かつ別居前15年間同居していなければならなかったが、その条件は削除された。

第3編第14章(女性の財産)

- (1) 女性の所有地を処分することは女性個人の裁量に属する。改訂以前は、所有地の半分以上を処分する場合、未婚の女性であれば父親の、既婚者か未亡人であれば夫か息子の同意を受けなければならなかったが、母親または娘の同意は、法的に不要であった。改訂後は、未婚の息子または娘は母親の同意も得る必要がある。また、既婚女性または未亡人は、所有地の半分以上を処分する場合は事前に娘の同意も必要になった。
- (2) 離婚した女性の遺産は、彼女が再婚しなかったり、再婚後も子どもをもうけずに死亡した場合、彼女の資産は前夫との間に生まれた子ども、それが無い場合は元夫に譲渡されることになった。

第3編第15章(養子)

- (1) 夫婦に娘が居る場合、養子を迎えることはできないことになった。改訂前、妻に男の子が無かったり、夫の他の妻に男の子が生まれなかった場合、娘がいたとしても、お構いなく養子を得ることができた。そうした養子は、実の息子と同等の権利を持ち、実の娘より強い権利を持っていた。
- (2) 既婚女性は、生存している夫がおり、彼の生存している実の息子また

は他の妻たちの息子が居る場合、養子を迎えることは出来ない。ただし、彼女が夫の財産を得て別居した後で、彼女の実の息子がいなかった場合、養子を迎えることが出来ることになった。

第3編第16章（遺産）

- (1) 娘は両親の遺言によらずに財産の相続者となる。息子が無く、一人娘しかない場合にのみ、遺言による財産継承者（ドラジ）と認められたが、この概念は廃止された。
- (2) 相続者の順位は、第1に夫または妻、未婚の娘、息子の息子、息子の未婚の娘の順となる。結婚した娘は息子の未婚の娘の後の順位になる。義理の娘は息子と同等の立場となる。

従来、ヒンドゥーの家族は両親を世話するため、男系の相続人に両親を世話する義務があった。しかし、改訂後は、その相続順位が書き改められ、既婚の娘、義理の息子あるいは親戚の息子でも、両親の世話をした者に、財産相続の権利が与えられる。

その他

a. 中絶の合法化

- (1) 妊娠後12週間まで中絶が可能であり、レイプや近親相姦による場合または母親の生命が危険な場合は18週間まで合法とされる。それ以後はいかなる理由であれ違法とされると、改訂された。

2004年6月7日、南アジアで初めて中絶が合法化された。改訂前、中絶は医師によって母親の生命が危険であると判断されない限り、中絶は違法だった。そのため、レイプや近親相姦による妊娠さえ、中絶は違法として逮捕され、投獄が行なわれてきた。女子刑務所には、60人以上が収監されている。

- (2) 性判別テストを実施した場合、3－6ヶ月の投獄とし、テストを基に中絶をした場合、さらに1年の投獄を追加する。

b. 刑罰の強化

- (1) 一夫多妻の罰則強化：一夫多妻は、1976年の第6次改訂で法律違反であると定められたが、未だにネパールでは少なくないため、罰則が強化された。改正前は、一夫多妻を禁じた民法にさえ、「正妻にも他の妻にも男子が無かった場合、養子をとることが可能」とされ、その「養子は、実の娘よりも優位の財産分与権がある」とされてきた。

改訂前は、投獄3カ月または、1000-2000ルピーの罰金または両方であったが、改訂後は、投獄3年または5000-25000ルピーの罰金または両方となった。

- (2) レイプの罰則強化：犠牲者が10歳未満の場合、投獄10-15年、犠牲者が10歳以上16歳以下の場合、投獄7-10年、犠牲者が16歳以上の場合は、投獄5-7年に強化された。

集団強姦または犠牲者が妊婦か障害がある女性であった場合、投獄期間が5年追加されることになった。

レイプは、被害者女性にとって微妙で深刻な問題である。事情聴取は、女性警官のみが行う事と定められた。また、裁判所に訴える前に、該当者から事情聴取をすることが、付け加えられた。

幼児に対する性愛は、レイプと同等の罪とし、追加年数の投獄と、犠牲者に対する補償金の支払いを命ずる。

- (3) 獣姦罪の強化：獣姦を行なった者は、男女ともに最長1年の投獄、または5000ルピー以下の罰金とする。
- (4) 幼児婚に対する罰則強化：幼児婚を行なわせた者に対し、3-5年の投獄、または1万ルピー以下の罰金とする。
- (5) 虚偽による結婚の罰則強化：男女ともに、虚偽によって結婚を遂行した場合、最高10000ルピーの罰金に処す。

c. 結婚許可年齢改正

両親の許可無く結婚できる年齢は、男女ともに20歳とする。また、男女

ともに18歳で両親の許可を得て結婚する事が出来る。改訂前は、男性は18歳、女性は16歳で結婚が可能であった。

1 - c. 残された問題

女性団体は、民法第11次改訂版に残された男女差別的条項を、下記のよう
に列挙している。

- (1) 結婚年数に関わり無く、女性の財産相続権を等しくすることについて、改訂されなかった。
- (2) 息子と娘の相続権を平等と定めたにも関わらず、相続後に結婚した場合には、娘のみ他の相続人に返還しなければならない。
- (3) 娘が未婚か既婚かという結婚歴によって、財産の分割方法、分割額に差別的扱いがある。依然として、女性を既婚か未婚で扱いを区分している。
- (4) 一夫多妻の場合、第一妻の息子や娘は、相続において第二妻の子ども達と同等の扱いを受ける。これは、改訂されなかった。第一妻と子ども達にとって衝撃的な措置である。
- (5) 別居が確定するまでの間、またはDVからの避難について、女性の法的な救済について触れられなかった。
- (6) 女性が結婚後10年間に子どもを産まなかった場合、医学的検査を受け、妻が妊娠できないと分かった場合、夫は妻を離婚出来る項目が残された。これは、性と生殖と健康に関する女性の自己決定権を損なう可能性がある」と懸念されている。
- (7) 養子を取る決定は夫にあり、女性は、限られた条件下の場合にのみ許される。決定権において平等ではない。
- (8) 養子は、夫の親戚からのみに限るとする条項は変更されなかった。
- (9) 遺言に書かれていない財産を息子と同等に相続した娘が相続後に結婚した場合、それを返還することが定められた。改訂前の民法では、一度得た財産を返還する必要はないとされていたもので、後退である。

- (10) 中絶を理由に投獄され、あるいは拘留されている女性たちの救済について、改訂法は何も触れていない。
- (11) レイプについての定義が非常に狭く、複雑である。他の国際社会と同様、レイプの包括的な規定が必要である。
- (12) レイプの定義の中に、配偶者レイプが含まれていない。あらゆるタイプの合意の無い性交はレイプに定義されるべきである。改訂前、夫がレイプ当事者である場合を想定していたが、改訂後には、全く触れられていない。
- (13) 重婚は、例外なく禁止されるべきである。配偶者が死亡したか、離婚した場合にのみ再婚が許されるべきだが、改訂後も、このことについて、全く触れられていない。

(Forum for Women, Law and Development, 2002.3.)

民法第11次改訂は、女性に関わる権利法規の大幅な改訂を勝ち取ったという意味で、画期的であった。これは、司法関係者、女性団体、NGO、国連機関の後押しなど、長年の努力の結果である。しかし、未だ、憲法を含む85の法律に女性を差別する条項が存在していると国連CEDAW委員会は指摘している。暫定憲法に続く新憲法の下で、さらなる女性の権利拡大が期待できるものの、今後は、これらを後退させないための監視、さらに前進させるための活動など、意識的な活動が必要になる。権利を獲得するパワーと、権利を効果的に利用するシステムづくり、法律と現実のギャップを埋める教育が必要である。

IV - 2. 第10次国家5カ年計画における女性の地位

ADB (Asia Development Bank) が1999年に発行した178頁に及ぶネパール女性の包括的報告書“Women's in Nepal: Gender Development Assesment”は、女性の社会的地位(第2章)に16頁、女性の経済活動参

加（第3章）に15頁、女性の政治参加と政策（第4、5章）に25頁を割いている。しかし、法律に関する記述は、第2章Eの“Gender -Based Violence and Trafficking (pp.19-23)”のうち、E-3、E-4を併せて1頁の記述に過ぎない。このことは、女性の社会的地位を計る指標として、経済、政治、法律を挙げているにもかかわらず、法的地位は、他の重要度に比べ、同等には扱われていない。言葉を変えれば、経済、政治面で女性の参加は著しく進展したが、法律面で特筆すべき進展は無かったと評価しているのか、あるいは、開発関係の評価において、法律が含まれないのか、経済の華やかなパフォーマンスに比べ、法律は地味であり分かり難い。それを分かり易くしてゆく努力が法律関係者にも無かったといえよう。Gender Developmentには、最終的に法律が下支えを担う必要があり、政治、経済、法律について均質な評価が必要である。

第10次5ヵ年計画は、1990年民主化後、3回目の5ヵ年計画である。マオイストの活動が最も拡大し、主都カトマンズに迫ってきていた頃に作成された計画書であり、いかにも机上の空論的な計画書である。

計画の主眼は「貧困緩和」である。5ヵ年計画が作られるようになってから、毎度中心課題ではあるが、今回の方向は、「西ネパール」と、「ダリット、マイノリティー」に置かれている。早速、各国のINGOは「ダリット」を援助ターゲットに据えて活動を行なっている。

2007年に、マオイストとの和平が順調に進めば、3万-4万人と発表されているマオイストが大量失業者となり、社会問題になるであろう。マオイストはダリットとマイノリティーと女性という、ネパール社会の「弱者」と言われる人々の集団である。マオイストの戦いが、マジョリティー民族から差別を受けていたマイノリティー階層の反撃であったとすれば、マオイスト失業対策は、第10次国家計画のターゲットとして、最適である。

どの項目を見ても、女性の教育、女性のエンパワーメント、女性の能力開発など、女性を主役に掲げている。結局、男性が海外出てしまった後の

ネパールを担うのは、女性しか無いというのが、本音かもしれない。

IV-3. ガンタントラと CEDAW

ネパール女性の法的地位の民主化過程は、3000年続いてきたヒンドゥー規範と、西欧の人権思想との攻防戦の過程である。具体的には、国連CEDAW委員会を先頭とする西欧人権団体とその支援を得たエリート女性団体と、ヒンドゥーの価値観に支えられた男性優位社会との戦いでもあった。2002年の民法第11次改訂で、法的には憲法から、さらに民法までCEDAWの優位が明白になったといえよう。

男女平等権利の獲得闘争は、経済上昇の欲望が渦巻く都市部で既に始まっているヒンドゥー社会の価値観の崩壊を、最高裁判所の判決によって国家レベルに一般化させようとしたものであり、国際社会へ向けた西欧化パフォーマンスでもある。現在でも、ヒンドゥー社会は、家父長制を機軸とした階層社会である。その機軸を大きく左右する最高裁の、付け焼刃の判決に社会はとまどった。大方の女性は権利の拡大を歓迎したものの、男性社会からは男性の絶対的権益を侵害する判決に、反発・拒否の声が上がり、無視しようとし、抜け穴を探そうとした。アンナプルナの判決が下されても、財産分与は未解決であるように、実際の運用には様々な障害が予想される。

1990年民主化憲法が制定されてから民法の第11次改訂まで12年間を要したのは、憲法が国際社会に向けた建前であるのに対して、民法はヒンドゥー社会の本音であり、議員が票田への配慮から最高裁の勧告に抵抗し、法案を先送りにしてきたためである。裁判官、弁護士、政治家自身さえ、個人的には納得できないと打ち明ける。CEDAWを批准したにもかかわらず、未だに憲法を含め多くの法律の中に、女性差別項目が存在すると国連CEDAW委員会と人権団体や女性団体が指摘しているが、3000年の間、身に染込んだ価値観は、一朝一夕に置き換えられるものではない。

1990年の民主化当初、国際社会からの手厚い支援を受けて、女性の法的地位向上は大きな進展を見た。しかし、その恩恵は都市に在住する高学歴者の有産階級でありヒンドゥーの高階層に属する人々に限られていた。彼女らは、法律を理解し、権利を作る側に立つことも可能であり、外国の NGO や人権機関関係者に対して英語でネパール女性の悲惨さを訴え、外国に招かれてアカデミックな公演やシンポジウムに出席することもできた。しかし、全国の85%を占める村落部の非識字の女性たちのため、都市の外に出て活動することには積極的でなかった。そのため、1990年代前半は、女性の間には、新たな法的地位の格差が拡大した。さらに、CEDAW を批准した国の義務として、1995年から民法の改訂が検討されていたが、根強いヒンドゥーの価値観に阻まれた。民法は2002年に改訂されたものの、「男女平等の財産分与請求権」は「女の法」と呼ばれ、ヒンドゥー社会の伝統的な家族の繋がりを破壊するものとして大きな抵抗を受け、社会にわだかまりを生んだ。

2006年4月にネパール王国はヒンドゥーを国教としない世俗国家となった。また、同年8月22日から、「ネパール王国」は「ネパール」と改称された。経済のグローバル化や TV やインターネットの情報によって西欧社会の影響を受けるネパールの都市部の人々は、ヒンドゥー規範の建前と現実の乖離を無視できないほど変化してきている。さらに、農村部の女性でさえ、学ぶ機会、働く機会、社会との接触機会を得て、女性自身が下から力を付けてきている。

2006年9月1日、マオイストの影響力の強い暫定憲法草案が発表された。国連 CEDAW 委員会は、CEDAW の意向と一致する暫定憲法を歓迎し、南アジア諸国に先駆けて中絶法（女性の基本的権利である性と生殖に関する権利）を成立させたネパール政府を高く評価した。さらに、2006年12月18日、CEDAW 第27回記念日に、ネパール政府は CEDAW のオプショナ

ル・プロトコールに署名をした。今、ネパールの女性には、性差別のクレームを直接 CEDAW へ訴えるだけの力が備わった。

結 論

ネパールでは、1768年以来239年間続いてきたゴルカ王朝が終焉しつつあり、世界から王国が1つ消えた。ヒンドゥーが国教の地位を失い、急激にキリスト教が勢力を拡大している。

2007年1月15日にマオイストの影響を強く反映した暫定憲法が成立し、6月に予定されている総選挙後には新政府が新憲法を制定する予定である。国連 CEDAW 委員会としては歓迎すべき女性の権利の拡大が盛り込まれている。さて、『マヌの法典』を基に1854年の編纂以来ゴルカ王朝の規範となってきた「Muluki Ain」、ヒンドゥーの本音としての民法は、どのように改訂されるのだろうか。あるいは全く新しい民法が制定され男女平等の法的地位が明記されるのか、注目される。

参考文献

1. “*Abortion in Nepal: Women in imprisoned*”, Center for Reproductive Law and Policy (CRLP), and Forum for Women, Law and Development (FWLD), 2002. ISBN1890671274
2. Beibase, Narayan., Pyakuryal, Sucheta., with contributions by Kumar Regmi, et. al., “*A Study on Gender and Judges*”, Pro Public, Kathmandu., 2nd ed., 2000.
3. Bhattarai, Harshanath Sharma, ed., “*Prashaskoi tatha Kanuni Sabdakosh: (Nepali-Angreji-Nepali)*”, Neshanal Risarcha Esosiyatsa., Kathmandu., 2041 [1984].

4. Cowan, Sam., “*Nepal’s two wars*” Cover story of Vol.19 no.2, March-April, 2006.
http://www.himalmag.com/2006/march/cover_story_4.html (2006.10.31)
5. Dhital, Bishnu K., “*Democratic Republic Movement : against the feudalism of Nepal (Nepalko samantabad wirudda loktantrik gantantra)*”, Shrawan, [], 2003. Nepali and English.
6. “*Ekun Kanuna : bathisu kon*”, Susa, mahila nyayika sewa pariyogana., Kathmandu., 2050 (1993).
7. Fujikura, Tatsuro “*The Role of Collective Imagination in the Maoist Conflict in Nepal*”, Himalaya: the journal of the Association for Nepal and Himalayan Studies. vol.23 (1), 2003. p.1-23/Association for Nepal and Himalayan Studies, 2003. ISSN:08914834.
<http://www.prin.edu/college/pac/2005/Fujikura23.1.pdf> (2006.10.31)
8. Gurung, D.B., ed., “*Nepal Tomorrow : Voices & Visions*”, Koselee Prakashan, Kathmandu, 2003. ISBN9993367109.
9. 伊藤ゆき., 「ネパールの女性の法的地位の二極化：近代化と伝統回帰」, 新潟大学現代社会文化研究科、2003.2. 学位論文.
10. Kandel, Devi Prasad, “*Property Rights of Women in Nepal*”, Ratna Pustak Bhandar., Kathmandu, 2005 (2nd ed.) ISBN9993302139
11. Manandhar, Laxmi Keshari., Bhattachan, Krishna B., ed., “*Gender and Democracy in Nepal*”, Central Department of Home Science Women’s Studies Program Tribhuvan University., Kathmandu., 2001. ISBN 9993357006.
12. Manoj Kumar Singha “*Current Development : Constitutional Developments and Protection of Human Rights in Nep*”. 2005., p.537.
<http://www.sasnet.lj.se/sinha06.pdf> (2006.12.31)
13. “*Muluki Ain*”, [], 1910 [1853]. Copy of Original.
14. “*Muluki Ain : Nineth Amendment*”. HMG, Kanuna tatha gyaya mantralaya kanuna kitaba byawasuta samithi., Kathmandu., 2045 [1988].
15. “*Muluki Ain : Tenth Amendment*”. HMG, Kanuna kitaba byawasuta samithi., Kathmandu., 2057 [2000].
16. “*Muluki Ain : Eleventh Amendment*”, HMG, Kathmandu., 2002.
17. 「ネパール王国憲法1990」谷川昌幸訳, ネパール研究会., 山形市., 1990.
18. “*Nepal Kanoon Patrika 1995*”./HMG Ministry of Law., Kathmandu., 1995. 20.
19. “*Nepal : Country Code (eleventh amendment) bill and women’s rights : In Nepal, customs, social systems and state made laws discriminate against*

- women” by Forum for Women, Law and Development. 20/03/2002.
<http://www.wluml.org/english/newsfulltxt.shtml?cmd%5B157%5D=x-157-3355>
20. Pandey, Binda., “Women’s Property Right Movement and Achievement of the 11th Amendment of Civil Code”
http://www.nepaldemocracy.org/gender/property_rights_movement.htm
 (2006.12.31) (2006.12.10)
21. Pettigrew, Julith and Sara Shneiderman., “*Women and the Maobaadi: Ideology and Agency in Nepal’s Maoist Movement*”, Himal South Asian, January 2004”, essay by Judith Pettigrew & Sara Shneiderman.
<http://www.himalmag.com/2004/january/essay.htm> (2006.9.30)
22. “*Reviving Democracy: The emerging role of women in decision making: A study of Women’s Participation in Governance South Asia*”, South Asia Partnership International, [], 2003. Dec.
23. Sangroula, Yubara., Geeta Pathak., “*Gender and Laws: Nepalese Perspective*”, Pairavi Prakashan (Publishers and Distributors), Kathmandu, 2002. ISBN9993330221.
24. Shresta, Gyaindrabahadur, “Sampathi Kanuna (Law of property)”, Pairawi prakashan., Kathmandu., 3rd ed., 2055 (1998).
25. Shresta, Gyaindrabahadur, “Pariwarika kanuna (Family Law)”, Pairawi prakashan., Kathmandu., 3rd ed., 2049 (1992).
26. “*Women in Nepal: Country Gender Assessments*”, Asian Development Bank Program Development West, Division 1., 1999. Dec. ISBN9715612687.
27. “*Women in Nepal: Some Statistical Facts*”, His Majesty’s Government, National Planning Commission Secretariat, Central Bureau of Statistics, Kathmandu., 2004.
28. “*Women in Nepal: Some Statistical Facts*”, Government of Nepal, National Planning Commission Secretariat, Central Bureau of Statistics, Kathmandu., 2006.